

## 兵庫県立龍野高校テニス部熱中症事故にかかる要請書

[平成27年(オ)第689号、平成27年(受)第868号]

最高裁判所 第三小法廷 裁判官 殿

平成19年5月24日に発生した、兵庫県立龍野高校テニス部熱中症事故について、私たちは、一審の神戸地方裁判所での裁判以来、梨沙さんとその両親を支援し、裁判を見守ってきました。

私たちは、この裁判が一刻も早く終了し、大阪高裁の判決が維持されることを、心から願っています。

見ること、話すこと、手足を動かすこと何一つできなくなった梨沙さんを両親は懸命に支えています。まともに睡眠も取れず、梨沙さんの回復を願って一途に介護をされています。両親の苦労・心痛は計り知れません。

学校の責任を認めた大阪高裁の判決を、私たちは常識的な内容だと感じています。

試験休み明けのクラブ活動で、体調が十分ではないのに、3時間、一切の休憩も許さず、顧問教諭が普段よりも厳しい練習を指示しました。

裁判のために当日の練習について証言してくれた元部員たちによると、顧問が指示した練習メニューは絶対で、指示に逆らうことはできなかったと話しています。

梨沙さんたちテニス部員は、厳しい練習に向き合うしかなかったのです。

とすれば、指導する教諭が、生徒たちの命を守るために配慮しなければ、生徒の安全は守れないのではないのでしょうか。

しかしながら、龍野高校も兵庫県教育委員会も事故調査を一切することなく、再発防止についても何等取り組んでいません。それどころか、調査や再発防止策を求める両親についてあらぬ噂を吹聴し、誹謗中傷してきたのです。

同校ではこの事故の3年前にも生徒が命を落としています。なぜ子供の命を守ろうとしないのでしょうか。なぜ不幸な事故を二度と起こすまいと思わないのでしょうか。

どうか、このような悲しい事故が繰り返されませんよう、早期に裁判を終わらせて、大阪高裁の判決を維持していただきますようお願いいたします。

氏名	住所
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県
	都道府県

[送り先] 〒679-4131 兵庫県たつの市誉田町内山167番地  
梨沙さんを支援する会事務局 TEL 090-9040-7679

- ※ ① 押印は不要です。  
② 用紙は適宜コピーしてお使いください。  
③ 住所は都道府県から始め、番地までお書きください。  
④ 日本にお住まいの方であれば、年齢・国籍は問いません。  
⑤ ご記入いただいた個人情報、署名提出以外の目的には使用しません。